

民間企業等からの職員派遣に関する要綱

平成 16 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、民間企業等における実務の経験を通じて効果的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者を横須賀市行政実務派遣職員(以下「派遣職員」という。)として受け入れることに關し必要な事項を定めることにより、派遣職員の資質向上及び行政運営の活性化を図ることを目的とする。

(派遣の基準)

第 2 条 派遣職員の受入れは、前条の目的に合致し、市行政の公平性を阻害するおそれがないと判断した場合に限るものとする。

(身分)

第 3 条 派遣職員は、民間企業等の職員としての身分を保有したままで、本市の職務に従事するものとする。

(派遣期間)

第 4 条 派遣期間は、1 年とする。ただし、市長が必要と認めるときは、民間企業等と協議のうえ、その期間を変更することができる。

(守秘義務)

第 5 条 派遣職員は、派遣期間中に本市において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その派遣期間が終了した後も同様とする。

(服務)

第 6 条 派遣職員は、派遣期間中においては、市職員に適用される法令等を遵守しなければならない。

(協定の締結)

第 7 条 市長は、前各条に規定するもののほか、派遣職員の給与、災害補償その他派遣職員の受入れに關し必要な事項について民間企業等と協議し、協定を締結するものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。

2 改正後の民間企業等からの職員派遣に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の派遣職員について適用し、同日前に受け入れた受入れ職員については、なお従前の例による。